

令和7年度 福島県奨学生募集 在学採用 ・ 震災特例採用

高等学校・専修学校（高等課程）在学者を対象とした奨学生の募集を行います

■ 貸与月額

区分	国公立	私立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

■ 応募資格

詳細は、各学校に配布の募集案内、願書等を確認してください。

● 学力

〔在学採用〕

・ 新入生

中学校3年次の全履修教科の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

・ 2年生以上

2年生は1年次、3年生は1・2年次の全履修科目の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

〔震災特例採用〕

学力基準はありません。

● 所得

主たる生計維持者（保護者等）の1年間の収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

収入の目安（父・母・高校生・中学生の4人家族の場合）

※ 所得基準額は、家族の人数などによって異なります。

給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
785万円以下	330万円以下

■ 応募方法

在学している学校の奨学金担当者に願書等を提出してください。
提出期限は、各学校が指定する日となります。

■ 募集期間

令和7年4月1日～令和7年6月30日

- 「震災特例採用奨学金」は原子力災害被災地域において被災した生徒が対象です。
 - 「緊急採用」は家計急変（主たる家計支持者の失職・破産・会社倒産・病気・死亡等）した家庭の生徒が対象で、随時募集しています。
- 詳しくは各募集案内でご確認ください。

お問い合わせは、在学する学校の奨学金担当者、もしくは福島県庁高校教育課までお願いします。

学び、つなぐ、
実現する
ふくしま

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7775

福島県奨学資金

検索

福島県奨学資金震災特例採用

高等学校・専修学校（高等課程）

福島県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、
経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、
福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

1 貸与月額

区 分	国 公 立	私 立
自 宅 通 学	18,000 円	30,000 円
自宅外通学	23,000 円	35,000 円

※保護者と同居の場合は自宅通学扱いとなります。

2 貸与期間

最長で令和7年4月から令和8年3月まで（来年度の実施は未定）

3 申込の方法

在学する学校を通して行います。

① 申請に必要な書類を学校へ提出 月 日まで

↓

② 学校の推薦を得て申請へ

↓

③ 学校より申請書類を福島県へ 令和7年6月30日(月)必着

4 採用の決定

提出された願書等により、選考作業を行い、奨学生として決定します。
採否については、学校を通して本人に9月初旬までに通知します。
採用決定ののち、誓約書を受理後、4月分まで遡り貸与を開始します。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

Tel: 024-521-7775 (直通)

Fax: 024-521-7973

福島県奨学資金

検索

<震災特例採用奨学金>

震災特例採用奨学金は、原子力災害被災地域において被災し、経済的な理由により修学が困難となった高校生を支援するための奨学金です。
卒業後の奨学生本人の収入（見込）が5年経過後も基準額を超えない場合は、特例的に返還義務を免除します。

<応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。
 - (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限3年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会が定める専修学校に限る。）の生徒であること。
 - (2) 次に掲げる条件を具備していること。
 - ① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。
 - ② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、震災時に生徒本人が本県に住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。
 - (3) 原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下であること。（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）
 - ① 警戒区域又は計画的避難区域内に居住して避難した場合
 - ② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住して市町村の判断により避難した場合
 - 2 所得主たる生計維持者（保護者等）の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

<貸与方法>

採用決定後、年2回（令和7年9月末と令和8年1月末の予定）に分けて奨学生本人の口座に振り込みます。

<利子・保証人>

無利子・連帯保証人1名（原則親権者）

<注意事項>

- 1 応募資格を満たしていることを確認のうえ、学校の推薦を受けて応募してください。
- 2 他の貸与型の奨学金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学金との併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡りして奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学金を全修学期間貸与された者は申し込みできません。
- 4 1年生以外の方も申込可能です。

<必要書類>記入終了後、そろっているか□にチェックしましょう

☐ 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 本籍及び現住所は住民票謄本の記載とおりに、番地まで正確に記入してください。自宅外通学等で住民票住所と実所に異なる場合は、「居住証明書」を必ず提出してください。
- ③ 申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書下部の余白に、現在居住している住所を記入してください。（例 本人:〇〇市〇〇町1-1 〇〇宅101号）
- ④ 連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等（父、母、未成年後見人または、これに代わる者）となります。
- ⑤ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押して、余白に正しく記入してください。（修正液、修正テープの使用不可）

☐ 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)

在学している学校で記入します。（学校の方へ成績欄の記入は不要です）

☐ 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

あてはまる被災状況にチェックをし、必要書類（被災証明書（コピー可）等）を添付してください。

☐ 令和7年度(令和6年1月から令和6年12月まで)所得証明書(就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和6年の中途又は令和7年中に退職、転職（開業・転業・勤務先変更を含む）等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。

☐ 住民票謄本（本籍記載の世帯票）※マイナンバー（個人番号）の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 取得の際は、マイナンバー以外すべての項目の表示を「有」としてください（総柄、筆頭者など）。
- ③ 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。（単身赴任や学生を含む）
- ④ 住民票で唯一被災証明書の住所が確認できない場合のみ、生徒本人の戸籍の附票も提出してください。
- ⑤ 生徒本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。※居住先の管理者から証明を受けてください。

☐ 口座振替による支払申出書

- ① 申請者（生徒）名義の普通預金のみ有効。（貯蓄型口座への振替はできません。）
- ② 通帳の表紙及び金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名が確認できるページのA4コピーを添付してください。
- ③ 申請者（生徒）の住民票の住所を住民票の記載とおりに記入してください。

- ☐ 居住証明書
- ☐ 特別の事情にかかる経費内訳書
- ☐ 給与支払（見込）証明書

該当者のみ提出

返還について

奨学金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後在奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。
福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解の上、申請されますようお願いいたします。

<返還の方法>

【返還の期間・方法】

卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に及び、20年以内に、全額を半年賦(年2回)で返還していただきます。福島県教育委員会より納入通知書を発行・送付いたしますので、ゆうちょ銀行を除く銀行等の金融機関、または、コンビニエンスストアより納付(返還)していただくようになります。(県の指定金融機関及び出納代理金融機関では手数料はかかりませんが、県外の金融機関では手数料がかかる場合があります。)
口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

【利子及び延滞利息】

奨学金は、無利子となります。
ただし、納期限までに返還されなかった場合は、年10%の延滞利息が発生します。また、納期限を過ぎても返還に応じない場合は、連帯保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

<返還免除>

震災特例採用奨学資金については高等学校卒業後(上級学校等に進学した場合はその卒業後)、5年経過後も奨学生本人の年収(見込)が300万円以下の場合、返還により返還義務を全額免除します。

5年経過前に収入(見込)が300万円を超えた場合、その時点で返還義務が発生します。

<返還額の例>

通学別	3年制	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額※	回数	年数
		自宅	36月	648,000円	36,000円	18回	9年
国立 高等学校	3年制	自宅外	36月	828,000円	41,000円	20回	10年
		自宅	36月	1,080,000円	49,000円	22回	11年
私立 高等学校	3年制	自宅外	36月	1,260,000円	52,000円	24回	12年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

[震災特例採用]

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額(給与その他の収入などの1年間の総収入金額から必要経費、特別控除を差し引いた金額)が表2(所得基礎額表)の基礎額以下であること。(表1～3は次項を参照してください)

給与所得者 5人家族(父・母・大学生・高校生・祖母)の例

	収入金額	控除額(表3)
父	8,500千円	
母	950千円	
兄		1,440千円
本人		280千円
祖母	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」もしくは「給与支払金額」
障がい者控除額

① 給与所得の計算式(裏面表1)から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

② 特別控除額表(裏面表3)から(控除を差し引く)

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※ その他の所得(営業所得、不動産所得等)があれば上記の所得金額に加算されます。

③ 所得基礎額表(裏面表2)により5人世帯3,070千円以下ということで申請可能となります。

給与所得者以外(自営業・農業等) 3人家族(父・姉・本人)の例

	所得金額	控除額(表3)
父	3,300千円	490千円
姉		1,120千円
本人		410千円

① 給与所得の計算式(裏面表1)は当てはめられない。

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

② 特別控除額表(裏面表3)から(控除を差し引く)

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 410) = 1,280千円$$

③ 所得基礎額表(裏面表2)により3人世帯2,640千円以下ということで申請可能となります。

表 1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のも	所得金額＝0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの	収入金額×0.8－2,626千円＝所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの	収入金額×0.7－2,226千円＝所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの	収入金額－4,860千円＝所得金額

表 2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基 準 額	世帯人員	基 準 額
1 人	1,430,000円	5 人	3,070,000円
2 人	2,290,000円	6 人	3,250,000円
3 人	2,640,000円	7 人	3,410,000円
4 人	2,860,000円		

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

表 3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額		証 明 書
1 母(父)子家庭		490,000円		
2 就学者のいる世帯 (1人につき) 注1：自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書でそれが確認できる場合に限りです。 確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立
	小学校児童			80,000円
	中学校生徒			160,000円
	高等学校生徒	自宅外通学	280,000円	410,000円
	高等学校生徒	自宅外通学	470,000円	600,000円
	高等専門学校	自宅外通学	360,000円	600,000円
	高等学校生徒	自宅外通学	550,000円	800,000円
	専修学校高等課程生徒	自宅外通学	170,000円	370,000円
	専修学校高等課程生徒	自宅外通学	270,000円	460,000円
	専修学校専門課程学生	自宅外通学	220,000円	720,000円
3 障がい者のいる世帯	大学学生	自宅外通学	620,000円	1,120,000円
	大学学生	自宅外通学	590,000円	1,010,000円
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円	
	1人につき860,000円とする。			
4 長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。			
5 家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。			
6 火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたつて減収または支出増になると認められる年間金額。			
7 家計支持者が父母以外の世帯	410,000円			

- 備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。
② 現時点（申請時点）において特別の事情に該当する項目について控除されます。
③ 3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

令和7年度福島県奨学金 《震災特例採用》Q & A

《目次》

I 貸与について

- [Q 1] 自主避難により転居・転校しましたが、申し込むことはできますか。
[Q 2] 警戒区域から避難し、県外の高校に在学していますが、申し込むことはできますか。
[Q 3] 警戒区域等から避難し、避難指示解除後、自宅に戻った場合でも申し込むことはできますか。
[Q 4] 主たる生計支持者である父親の所得金額が所得基準額を超えていますが、貸与を受けることはできますか。
[Q 5] 現在、県奨学金（在学採用または予約採用）の貸与を受けていますが、申し込むことはできますか。
[Q 6] 貸与月数はどのようになるのですか。
[Q 7] 他の奨学金との併用や併用はできますか。
[Q 8] 来年度以降も継続して借りられますか。
[Q 9] 奨学生に採用された後、福島県外に住民票を異動した場合でも、奨学金は継続できますか。
II 返還について
[Q 10] 願出により返還猶予となるのはどのような場合ですか。
[Q 11] 願出により返還免除となるのはどのような場合ですか。
[Q 12] 返還猶予、免除にはどのような手続きが必要ですか。
[Q 13] 返還免除とならないのはどのような場合ですか。
[Q 14] 返還免除基準に該当すれば、過去に貸与された震災特例採用以外の県奨学金についても願出により免除されるのですか。

I 貸与について

- [Q 1] 自主避難により転居・転校しましたが、申し込むことはできますか。
[A] 震災特例採用の対象とはならないため、申し込むことはできません。
対象となるのは原子力災害被災地域において被災し、以下にあてはまる方です。
・ 警戒区域又は計画的避難区域域内の住民
・ 緊急時避難準備区域に指定されていた区域、又は屋内退避指示が出ていた区域の住民で、市町村の判断により避難した者
・ 特定避難勧奨地点に指定された地点の住民で、避難した者
[Q 2] 警戒区域から避難し、県外の高校に在学していますが、申し込むことはできますか。
[A] 申請日現在、保護者の住民票が県外にある場合は申し込むことはできません。保護者の住所地在り続き県内にある場合は申込みできます。

【Q3】警戒区域等から避難し、避難指示解除後、自宅に戻った場合でも申し込むことはできますか。

【A】引き続き経済的に修学が困難な状況にある場合は申し込むことができます。

【Q4】主たる生計支持者である父親の所得金額が所得基準額を超えていますが、貸与を受けることはできますか。

【A】経済的に修学が困難であると認められないため、貸与を受けることはできません。

【Q5】現在、県奨学金（在学採用または予約採用）の貸与を受けていますが、申し込むことはできますか。

【A】震災特例採用の要件に該当する場合は、申し込むことができます。
ただし、震災特例採用の奨学金が貸与される場合、現在貸与を受けている県奨学金と重複して貸与を受けることはできません。必要な手続きを経て震災特例採用の奨学金に切り替えることが可能なので、学校を通じて県高校教育課へお問い合わせください。

【Q6】貸与月数はどのようになるのですか。

【A】令和7年4月分から令和8年3月分の最大12ヶ月分について貸与を希望することができます。

【Q7】他の奨学金との併願や併用はできますか。

【A】他の貸与型奨学金との併願は可能ですが、併用はできません。

なお、給付型奨学金については、併用して構いません。
「福島県東日本大震災子ども支援基金給付金（月額金）」との併用はできません。

【Q8】来年度以降も継続して借りられますか。

【A】貸与期間は原則として1年間であり、令和8年度以降の本奨学金の実施については、未定となっております。

【Q9】奨学生に採用された後、福島県外に住民票を異動した場合でも、奨学金は継続できますか。

【A】奨学生本人の住民票の住所が福島県外に異動しても、奨学金の貸与は継続できます。ただし、連帯保証人（原則保護者）の住民票を福島県外に異動した場合、その時点で奨学生の資格を喪失する場合があります。連帯保証人の住所変更の際には、事前に高校教育課までご連絡ください。

II 返還について

【Q10】願出により返還猶予となるのはどのような場合ですか。

【A】①上級学校に進学した場合の在学中

②卒業後の年収（見込）が300万円以下の場合（最大5年間まで）

【Q11】願出により返還免除となるのはどのような場合ですか。

【A】卒業から5年経過後も年収（見込）が300万円以下の場合、免除の対象となります。

【Q12】返還猶予、返還免除にはどのような手続きが必要ですか。

【A】主な手続きは次のとおりです。詳しくは、貸与決定時にしおりをお渡しします。

【在学中の手続き】

① 貸与期間終了時に、在学する学校を通じて「借入証書」及び「返還明細書」を県教育委員会に提出

【卒業後の手続き】

② 上級学校等に進学した場合は、在学証明書を添えて「返還猶予願」を県教育委員会に提出

③ 卒業後（上級学校等に進学した場合はその卒業後）、本人の1年間の収入見込額がわかる書類（勤務先の証明を受けた給与等見込証明書等）、及び収入実績がわかる書類（所得証明書等）を県教育委員会に提出。年間収入（見込）が300万円以下の場合は猶予願の同時提出により、最大5年まで猶予が可能

④ 卒業から5年経過後も年間収入（見込）が300万円以下の場合、返還免除願を県教育委員会に提出

【Q13】返還免除とならないのはどのような場合ですか。

【A】震災特例奨学金を貸与された方が高校等を退学した場合、返還免除は認められません。

また、卒業後の奨学生本人の年間収入（見込）が300万円を超える場合は、奨学金を返還する十分な資力があると認められるため、返還免除は認められません。

【Q14】返還免除基準に該当すれば、過去に貸与された震災特例採用以外の県奨学金についても願出により免除されるのですか。

【A】今回の返還免除は、震災で被災し、経済的に修学が困難となった生徒に奨学金を貸与することにより、県の震災後の復興を担う奨学生の将来に一層の負債を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから特例的に行うもので、それ以外の採用区分（在学採用、予約採用、緊急採用）には適用されません。

例) 令和6年度に震災特例採用決定・奨学金貸与

令和7年度に大学に入學し、県奨学金(大学)を貸与

→ 卒業から5年経過後も奨学生本人の年間収入（見込）が基準額を超えない場合は令和6年度分（震災特例採用奨学金分）に限り、願出により免除

第1号様式 (第1条関係)

本人・冰世保野人の現在居住している住所：〒960・111 福島県郡山市〇〇町1番地の1 コーポ〇〇103号室

英学生願書(裏)の記載例〔震災特例〕

今年度貸与、または申請中の奨学金の有無を○で囲んでください。
「有」の場合は奨学金名を記入し、奨学金の種類も○で囲んでください。
※「高校生等奨学金給付金」は記入不要です。
※「福島県東日本大震災子ども支援基金給付金（月額金）」との併用はできません。

奨学金を希望する理由

現在受けている、又はこれから受けようとする他の奨学金の名称

奨学金の種類

本人の履歴

1か月当たりの平均学費（収入・支出）

以上の記載事項に相違ありません。
奨学生として採用された場合は、福島県奨学金貸与条例その他の関係規程の規定を守り、奨学生としての責務をはたすこととより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行します。
上記のとおり保証人と連署して誓約します。

令和 7 年 〇 月 〇 日
福島県教育委員会教育長

署名日を忘れずに

申請者（自署） 福島 桃子
連帯保証人（自署） 福島 太郎
保証人（自署）

必ず、申請者（生徒本人）、連帯保証人それぞれが自署すること

東日本大震災で被災した状況と現在の家計状況を簡潔に記入してください。

申請時に分かっている範囲で、毎月の奨学金の利用予定を記入してください。
「収入計」と「支出計」が同額になるよう内訳を記入してください。

年 月 日	種 別	金 額
令和4年 4月 〇日	〇〇市立 〇〇中学校入学	〇〇 円
令和4年 6月 〇日	〇〇市立 〇〇中学校転学	〇〇 円
令和7年 3月 〇日	〇〇市立 〇〇中学校卒業	〇〇 円
令和7年 4月 〇日	△△県立 △△高等学校入学	△△ 円
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

収 入	支 出	備 考
家 庭 か ら 5,000 円	生 活 費 〇 円	
アルバイト等から 〇 円	交 通 費 8,700 円	
県奨学金から 15,000 円	学 校 納 付 金 9,300 円	
そ の 他 か ら 〇 円	食 料 ・ 学 用品 5,000 円	
	そ の 他 〇 円	
計 23,000 円	計 23,000 円	

福 島 県 要 求 学 生 推 薦 調 査 書									
氏 名		在 学 校	立				部 科 制	年	
出身（在学）学校の成績	教 科								成 績 平均値
	年								
	年								
	教 科								
	年								
年									
推 薦 所 見									
(学力) (学力) (学力) (学力) (学力) (学力)									
参 考 事 項		(在学学校の学業成績の席次 人中 位)							
上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、 奨学生として適当と認められますので、推薦します。									
年 月 日 印 学校長 (学長)									
福島県教育委員会教育長									
※ 判 定									

「出身(在学)学校の成績については、記入を要しません。

1. 学校名、校長名の記入
印の押印を、忘れないでお
います。

[illegible]

記入もれ注意！
全日制/定時制/通信制
の記入をお願いします。

(1) 町の情報は、犯人にないでください。
(2) この被害者は、松田麗香の住人です。学校で友人に知り合っています。
(3) 町内会(せむ)にその被害者の住所について、一時的に調査員と関係の役職に明かす必要はない。犯人を探します。

震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

福島県教育委員会教育長

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災状況等については下記のとおりです。

ふりがな 申請者氏名	令和 年 月 日
学校・学年	学校・年

あてはまる被災状況の口に✓をつけ、その証明書等(厚しで可)を添付してください。	
1	☐ 警戒区域又は計画的避難区域から避難 避難区域に指定 されて避難した
2	☐ 緊急時避難準備区域又は その他 () から避難

学校長証明	上記のとおり相違ありません。	令和 年 月 日	学校長	印
-------	----------------	----------	-----	---

記入例

震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

福島県教育委員会教育長

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災状況等については下記のとおりです。

ふりがな 申請者氏名	令和 7 年 〇 月 〇 日
学校・学年	福島県立 ▲▽▲高等 学校・1 年

あてはまる被災状況の口に✓をつけ、その証明書等(厚しで可)を添付してください。	
1	☒ 警戒区域又は計画的避難区域から避難 避難区域に指定 されて避難した
2	☐ 緊急時避難準備区域又は その他 () から避難

学校長証明	上記のとおり相違ありません。	令和 7 年 〇 月 〇 日	学校長	印
-------	----------------	----------------	-----	---

口座振替による支払申出書〔債権者登録(変更) 申請書〕
〔福島県奨学金用〕

福島県財務

債権者コード

執行機関名 高校教育課

決定番号

学校名

特例

第

号

記入上の注意

- 裏面の記載例を参考に、記入してください。
- 生徒の住民票住所の記載どおり、そのまますててください。
- 右下の日付/住所/生徒氏名/電話番号を忘れずに記入してください。

注：姓と名の間は1文字あけて記入してください

フリガナ

生徒氏名

会社区分

住所コード

郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は区市町村まで）を記入してください

フリガナ

住所

都道府県

市区町村

注：市外局番からハイフンなしで記入してください

電話番号

注：管地を簡略せず記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）

フリガナ

管地

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ

方書

支払方法

1. 口座振替

金融機関名

店舗名

金融機関コード

預金種別（※ 貯蓄口座は利用できません）

口座番号(右詰め)

1. 普通預金 又は 総合口座

口座名義人（※ 生徒本人名義をカナで記入）

備考

福島県知事

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

住所

氏名

電話番号

※通帳の表紙及び金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名が確認できるページのA4コピーを添付してください。

口座振替による支払申出書〔債権者登録(変更) 申請書〕
〔福島県奨学金用〕

福島県財務

債権者コード

<記載例>

執行機関名 高校教育課

決定番号

学校名

特例

第

号

記入上の注意

- 裏面の記載例を参考に、太字欄を記入してください。
- 生徒の住民票住所の記載どおり、そのまますててください。
- 右下の日付/住所/生徒氏名/電話番号を忘れずに記入してください。

注：姓と名の間は1文字あけて記入してください

フリガナ

生徒氏名

会社区分

住所コード

郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は区市町村まで）を記入してください

フリガナ

住所

都道府県

市区町村

福島県

福島市

注：市外局番からハイフンなしで記入してください

電話番号

注：管地を簡略せず記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）

フリガナ

管地

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ

方書

支払方法

1. 口座振替

金融機関名

店舗名

金融機関コード

預金種別（※ 貯蓄口座は利用できません）

口座番号(右詰め)

1. 普通預金 又は 総合口座

口座名義人（※ 生徒本人名義をカナで記入）

備考

住民票の住所を記載どおりに入力してください。

特に「〇〇番地の〇号」の「管地」「町」「字」「建物名」は、記載されたまますててください。

例「△市△2-16 A-201」（簡略不可!）

※ゆうちょ銀行の通帳に、口座番号の記載が無い場合は、余白に「記号」「番号」を記入。

(例)

記号 18280
番号 999991

日中連絡のとれる電話番号を記入すること。

忘れずに記入してください

福島県知事

上記のとおり申請します。

令和 7 年 〇 月 〇 日

住所 福島市杉妻町2番16号

氏名 福島 桃子

電話番号 090-1234-5678

※通帳の表紙及び金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名が確認できるページのA4コピーを添付してください。

居 住 証 明 書

【参考様式】

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地（〒・建物名・部屋番号も記入してください。）

〒

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

令和 年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主、学校等は学校）

住所

氏名

印

《提出が必要な方》

- ・住民票を移動せずに居住地を変更している場合は、住居の管理者の証明が必要。
- ・自営外通学（親、もしくは生計維持者と別居している）者は、在籍証明書でも可。

【記入例】

【参考様式】

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

福 島 太 郎

2 住居の所在地（〒・建物名・部屋番号も記入してください。）

〒963-0000

福島県郡山市麓山1番地の1 コーポハヤマ 103 号室

3 居住の期間

令和〇年 4月 1日 から 現在（令和〇年 6月）まで

令和 年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主）

住 所 郡山市大町 1 番地 1 号

氏 名 （株）〇〇不動産

印

提出が必要な方

- ・住民票を移動せずに居住地を変更している場合は、住居の管理者の証明が必要。
- ・自営外通学（親、もしくは生計維持者と別居している）者は、在籍証明書でも可。

